様式第23（第11条関係）（平５通産令75・平７通産令57・平８通産令79・平10通産令87・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第34繰上・一部改正、平12通産令357・平15経産令72・平16経産令28・平23経産令72・平27経産令７・令元経産令１・令２経産令92・一部改正）

【書類名】　意匠登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【意匠登録番号】

【意匠権者】

　【氏名又は名称】

【納付者】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第　　年分

【登録料の表示】

　【予納台帳番号】

　【納付金額】

〔備考〕

１　意匠法第44条の２第１項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考２に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第44条の２第１項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。

２　意匠法施行規則第18条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

３　その他は、様式第９の備考１、２、５、６、８、11及び26、様式第13の備考２、様式第19の備考２から４まで並びに様式第20の備考１と同様とする。この場合において、様式第19の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考４中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。